

第9号議案

京都地方税機構財産条例制定の件

京都地方税機構財産条例を次のように定める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

京都地方税機構財産条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、財産の交換、譲渡及び貸付に関し必要な事項を定めるものとする。

(財産の交換、譲渡及び貸付)

第2条 財産の交換、譲渡及び貸付については、京都府財産条例（昭和39年京都府条例第37号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。